【規程番号　神女大Ｖ－020】

養護実習履修資格についての細則

養護実習を履修しようとする者は、成績良好で、かつ実習に耐え得る心身の健康を保持していること。また３回生終了までに下記の条件を充たしていることを原則とする。

(1) 卒業要件単位を 90 単位以上修得済みであること。
① 専門科目について、１～３回生の必修科目を修得済みであること。
② 全学共通教養科目の日本国憲法、スポーツと健康の科学、基礎トレーニング、外国語コミュニケーションⅠ・Ⅱ及び情報Ａの各単位を修得済みであること。

(2) 学校保健Ⅰ・学校保健Ⅱ及び養護概説を修得済みであること。

(3) ３回生までに開講された「教育の基礎的理解に関する科目等」を修得済みであること。

特別な事情により上記条件を充たせない者の対処及び指導体制は「教育実習履修資格についての細則」に準ずる。

この細則の改廃は、教職支援センター運営委員会で審議し、部局長等会議の意見を聴き学長が行う。

附　則

この細則は平成 27 年 4 月 1 日より適用する。

附　則

1　この細則は平成 31 年 4 月 1 日より適用する。
2　この細則の施行前に在学する学生については、なお、従前の例による。

附　則

1　この細則は令和 5 年 4 月 1 日より適用する。
2　この細則の施行前に在学する学生については、なお、従前の例による。